

年 月 日

施設等利用給付認定変更通知書

長洲町長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
変 更 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
変 更 理 由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、長洲町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、長洲町を被告として（長洲町長が被告の代表者となります。）提起することができます。		